

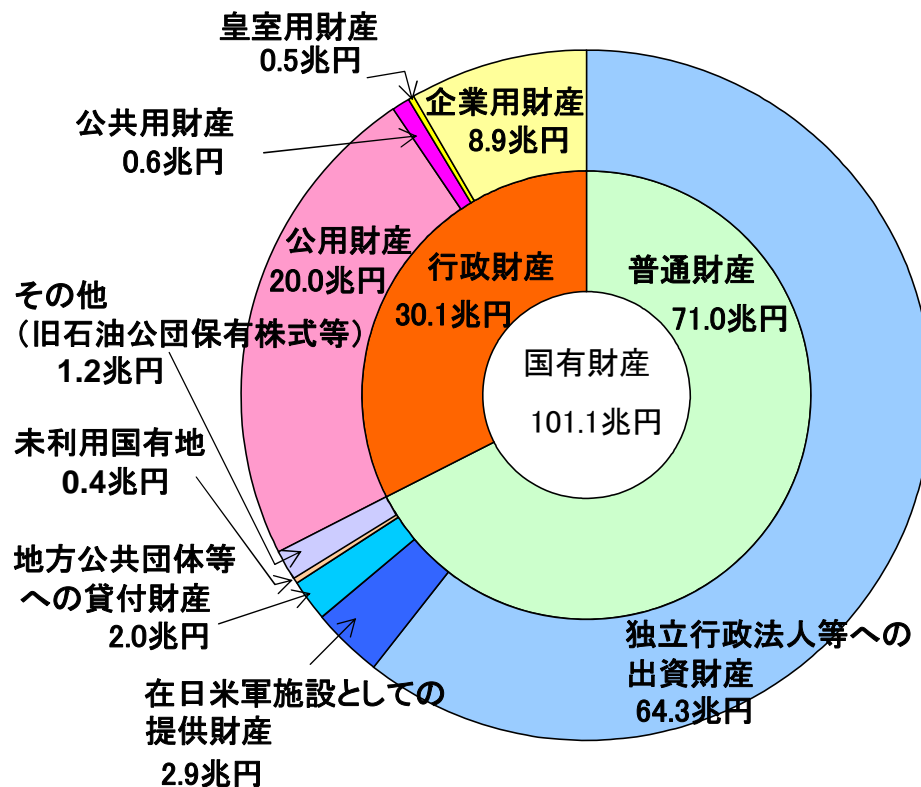
# 国有財産について

平成 24 年 6 月 28 日  
財 務 省 理 財 局

# 国有財産の現在額

- 国有財産の現在額は、毎年、国会に報告することとされており、平成23年11月に報告された国有財産現在額(平成22年度末現在)は101.1兆円。このうち、独立行政法人等への出資が64.3兆円。  
※このほかに国有財産台帳以外の台帳(例:道路台帳)で管理されている公共用財産(道路、河川、港湾等)がある。
- 分類別にみると、行政財産が30.1兆円、普通財産が71.0兆円。土地は総額で17.9兆円、そのうち行政財産が12.8兆円、普通財産が5.1兆円。
- 普通財産の土地のうち、在日米軍施設として提供しているものが2.1兆円、地方公共団体等に公園用地等として貸し付けているものが2.0兆円、山林原野等が0.4兆円であり、未利用の国有地は0.4兆円。

国有財産の内訳



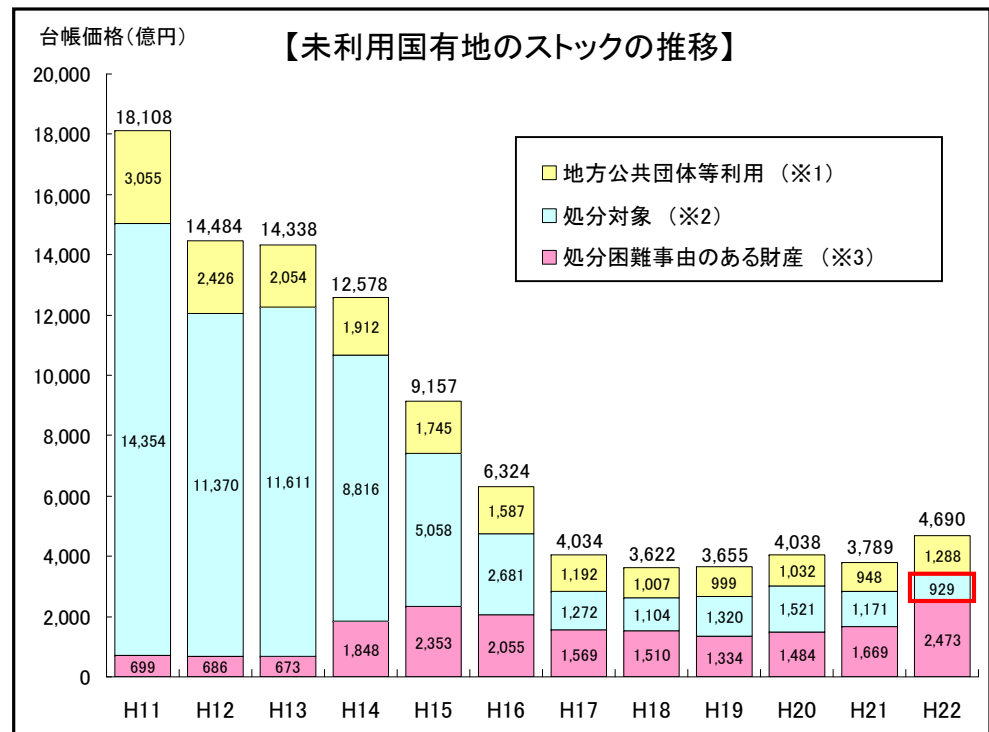
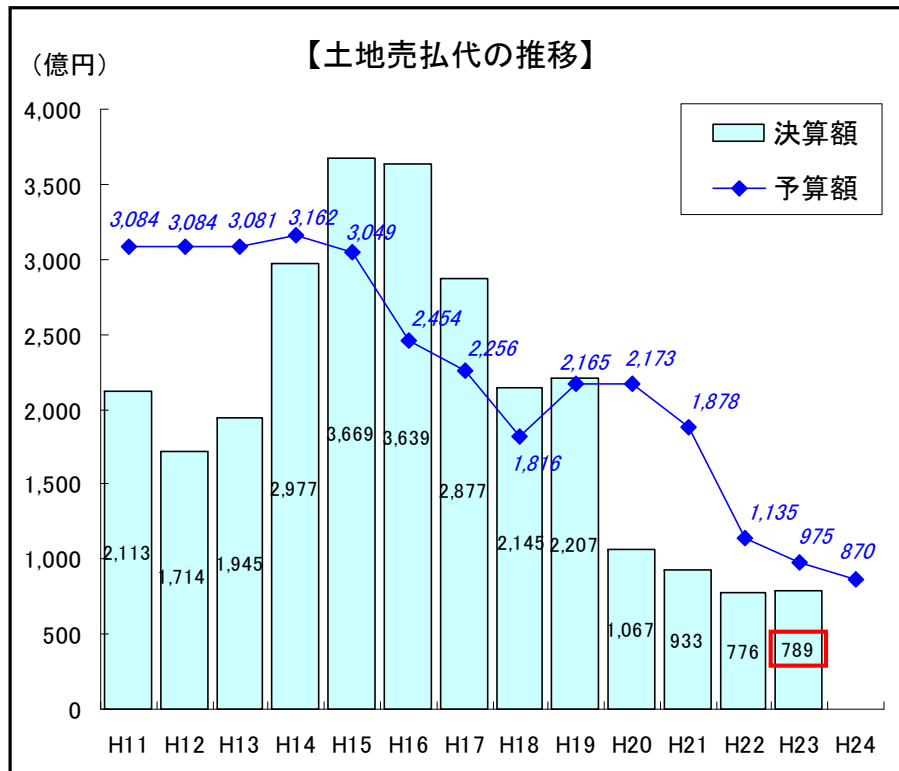
国有財産のうちの土地の内訳 【平成22年度末現在】

行政財産			普通財産	
種類	内訳	価格 (兆円)	内訳	価格 (兆円)
公 用	防衛施設	4.3	在日米軍施設としての提供財産 (横田飛行場、横須賀海軍施設、三沢基地等)	2.1
	空港施設 (東京国際空港等)	0.9		
	国会施設	0.8		
	矯正施設 (刑務所等)	0.4	地方公共団体等への貸付財産 (大阪城公園、代々木公園等)	2.0
	裁判所施設	0.4		
	その他	4.5	未利用国有地	0.4
小計		11.4	その他国有地 (山林原野等)	0.4
公共用	国営昭和記念公園、新宿御苑等	0.5	<b>計②</b>	<b>5.1</b>
皇室用	皇居等	0.5	<b>総計(①+②)</b>	<b>17.9</b>
企業用	国有林野	0.3		
<b>計①</b>		<b>12.8</b>		

(注) 単位未満を切り捨てているため、計において一致しない場合がある。

# 土地売払代の推移と未利用国有地（財務省一般会計）

- 物納不動産の減少、市場性の高い財産の減少及び経済状況を反映した入札物件の落札率の低下により、土地売払代も減少。平成23年度の土地売払代は789億円（速報値）。
- これまで売却を推進してきた結果、未利用国有地のストックは平成11年度をピークとして減少傾向にあり、平成22年度末のストックは4,690億円。このうち、地方公共団体等利用となる財産は1,288億円、処分困難事由がある財産は2,473億円であり、その他の処分対象財産は929億円。
- 未利用国有地については、新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）に基づき、売却だけでなく、定期借地制度を利用した社会福祉法人への貸付け等も実施。



(注) 平成18年3月17日付財理第1037号「未利用国有地の総点検に係る実施要領について」に基づき分類

(注1) 平成23年度決算額は速報値  
 (注2) 土地売払代は、一般競争入札のほか公共随契や貸付中財産の売却額を含む

※1 地方公共団体等に処分を予定する財産  
 ※2 一般競争入札により民間に処分を予定する財産（一般競争入札を実施済の売残財産を含む）  
 ※3 区画整理事業、再開発などの地域の街づくり事業等により処分を留保している財産

## 政府出資

- 政府出資とは、法人が行う事業の公共性・公益性に着目し、経営基盤の安定及び的確な事業の遂行を図るため、国が出資を行ったことにより取得した株式や出資による権利など。
- 政府出資の現在額は64.3兆円であり、国有財産総額(101.1兆円)の6割以上。
- 政府が出資している法人は232法人であり、内訳は以下のとおりとなっている。

(平成22年度末現在)

<p><b>特殊会社</b> <b>【21.8兆円】</b></p> <p>日本郵政、 日本政策金融公庫、 日本政策投資銀行、 NTT、JT 等 (20法人)</p>	<p><b>独立行政法人</b> <b>【28.6兆円】</b></p> <p>国際協力機構、 日本高速道路保有・ 債務返済機構、 福祉医療機構、 住宅金融支援機構、 中小企業基盤整備機構 等 (97法人)</p>	<p><b>国立大学法人</b> <b>【6.9兆円】</b></p> <p>東京大学、 高エネルギー 加速器研究機構 等 (90法人)</p>	<p><b>国際機関</b> <b>【5.3兆円】</b></p> <p>国際開発協会、 国際通貨基金 等 (12法人)</p>	<p><b>金融機関・ 事業団等</b> <b>【1.4兆円】</b></p> <p>日本銀行、 日本中央競馬会 等 (13法人)</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------

(注1) 単位未満を切り捨てているため、計において一致しない。

(注2) 上表のうち、独立行政法人など特殊会社以外の機関に対する出資による権利については、株式と異なり配当の制度がないなど、市場で売買するために必要な財産的権利と言えるものではない。

# 政府保有株式

- 政府保有株式（特殊会社に係る株式）の総額は21.8兆円、そのうち政府保有義務分等を除くと 7兆9,717億円。
- 政府保有株式の売却に際しては、各特殊会社に係る政策判断を踏まえるとともに、株式市況や会社の経営・財務状況等を勘案し、その時々状況に応じて判断する必要。

特殊会社名	総 額 (億円)		
		現行法上の 政府保有義務	政府保有義務分 等を除く
東京メトロ	1,894	—	1,894 (注2)
日本郵政	99,999	1/3超	66,666 (注2)
JT	15,025	1/3超	5,008 (注2)
日本政策金融公庫	43,893	総数	—
NTT	19,810	1/3以上	—
関西国際空港	4,031	総数	—
日本政策投資銀行	23,961	—	— (注3)
商工中金	1,410	—	— (注3)
高速道路6社	4,922	1/3以上	3,161
成田国際空港	2,180	—	2,180
中部国際空港	313	—	313
産業革新機構	886	1/2以上	394
その他	121		97
合計	218,451		79,717

(注1) 総額については平成22年度末台帳価格。復興財源確保法、郵政民営化法等改正法等の内容を反映。

(注2) 東京メトロ株式、日本郵政株式及びJT株式については、復興財源確保法において規定されている。

(注3) 株式会社日本政策投資銀行法及び株式会社商工組合中央金庫法により、平成26年度末を目途として、政府保有株式の保有・処分の方針を検討し、必要な措置を講ずるまで、株式を売却しないとされている。

※ 上記のほか、エネルギー対策特別会計において旧石油公団から承継した株式6,994億円を保有。

# 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法 (平成二十三年法律第百十七号)

(復興特別税の収入の用途等)

第七十二条 (略)

2 (略)

3 次に掲げる株式の処分により平成三十四年度までに生じた収入は、償還費用の財源に充てるものとする。

一 第四条第一項の規定により国債整理基金特別会計に所属替をした日本たばこ産業株式会社の株式

二 特別会計法附則第二百八条第四項の規定により国債整理基金特別会計に帰属した東京地下鉄株式会社の株式

三 第五条の規定により国債整理基金特別会計に所属替をした東京地下鉄株式会社の株式

4 (略)

附 則

(租税収入以外の収入による財源の確保)

第十三条 政府は、前条の規定による見直しを行うに際し、第二章及び第三章に規定するもののほか、平成二十三年度から平成三十四年度までの間において二兆円に相当する金額の償還費用の財源に充てる収入を確保することを旨として次に掲げる措置その他の措置を講ずるものとする。

一 日本たばこ産業株式会社の株式について、たばこ事業法等に基づくたばこ関連産業への国の関与の在り方を勘案し、その保有の在り方を見直すことによる処分の可能性について検討を行うこと。

二 エネルギー対策特別会計に所属する株式について、エネルギー政策の観点を踏まえつつ、その保有の在り方を見直すことによる処分の可能性について検討を行うこと。

2 政府は、前項各号の検討の結果、同項各号に規定する株式の全部又は一部を保有する必要がないと認めるときは、法制上の措置その他必要な措置を講じた上で、当該株式について、できる限り早期に処分するものとする。

第十四条 政府は、前条第一項各号に掲げる措置のほか、租税収入以外の収入による償還費用の財源を確保するため、日本郵政株式会社の株式（日本郵政株式会社法（平成十七年法律第九十八号）第二条の規定により政府が保有していなければならない株式を除く。）について、日本郵政株式会社の経営の状況、収益の見通しその他の事情を勘案しつつ処分の在り方を検討し、その結果に基づいて、できる限り早期に処分するものとする。

## 宿舎戸数と削減幅

- 国家公務員宿舎は真に公務のために必要な宿舎に限定し、主として福利厚生（生活支援）目的のものは認めない。
- 宿舎に入居することが認められる職員の類型について新たな検証を行うとともに、各省庁が宿舎戸数を精査した結果、必要戸数は約16.3万戸。このため、今後5年を目途に、約21.8万戸から、5.6万戸（25.5%）程度の削減を行う。

## 宿舎廃止方針

- 千代田、中央、港3区に所在する宿舎は、危機管理要員等や緊急参集要員などが入居するものを除き廃止。
- その他の都心（概ね山手線内）に所在する宿舎のうち、今後5年間で築年数が40年を超える宿舎等、老朽化し耐震性等に問題があるものは、危機管理要員等や緊急参集要員などが入居するものを除き廃止。
- 上記の地域以外に所在する宿舎については、上記の削減幅を実現するため、今後5年間で築年数が40年を超える宿舎等、老朽化し耐震性等に問題があるものにつき、効率性、規模、通勤時間等を勘案し、廃止宿舎の選定を行う。
- これらの方針に基づき、現時点で廃止することを決定した宿舎は、全国で2,393住宅。

## 集中復興期間の5年間におけるその他の宿舎に係る方針

- 東日本大震災の集中復興期間に当たる5年間に関し、宿舎廃止方針に基づき直ちに廃止に該当しない宿舎についても、老朽化し耐震性等に問題があるものについては、上記の削減幅を実現するため、以下の方針に基づき、今後1年以内を目途に、個別に検討を行う。
- コスト比較等を行うことによって、極力、耐震改修等に対応し、できる限り、建替を抑制。建替（集約化）を行う場合においても、従来宿舎が存在しなかった土地において新規に宿舎を建設することは原則行わずに、最低限の現地建替を行う。

## その他

- 今後、幹部用宿舎（e規格）の建設は行わない。
- 朝霞住宅及び方南町住宅については建設を中止。
- 宿舎跡地の売却等により捻出される財源は、概算すると、約700億円。個別検討の結果更なる廃止宿舎が決定されれば、上記金額を上回る事が考えられる。
- 宿舎使用料（駐車場の使用料を含む。）については、宿舎の建設等に係る支出を賄えるよう引上げを行う。具体的な引上げ幅については、宿舎関連歳入・歳出への影響等を踏まえ決定。
- 東日本大震災等の被災者の方に提供されている宿舎については、継続使用し、必要に応じ、追加の提供を行う。

# 行政改革の総合的かつ集中的な実行に関する法律案（第180回国会 衆法第7号）①

## 第二章 行政改革の基本方針

### 第二節 政府の講ずべき措置に係る重点分野及び各重点分野における行政改革の基本方針

#### 第三款 国有資産等に関する分野

（未利用又は利用の程度が低い国有地等の売却等及び国庫納付の活用に係る措置）

第二十二條 未利用又は利用の程度が低い国有地（国家公務員の宿舎の削減に伴うその跡地を含む。）その他の国の保有する資産（株式を除く。）及び独立行政法人の保有する資産については、平成二十八年度末までの間に、売却、運用その他の措置（以下「売却等」という。）による収入の合計額が五千億円以上となることを目安として、不動産市場の動向等を踏まえつつ、必要な措置を講ずるほか、独立行政法人通則法第四十六条の二第一項から第三項までの規定による国庫への納付を活用するものとする。

（施設命名権の活用に係る措置）

第二十三條 国及び独立行政法人の保有する施設については、施設命名権（施設に名称、呼称その他の表現を付する権利をいう。）の活用に努めるものとする。

（国の保有する株式の売却の促進に係る措置）

第二十四條 国の保有する株式については、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第四条第二項並びに附則第十三条及び第十四条の規定に基づき、日本たばこ産業株式会社の株式、エネルギー対策特別会計に所属する株式及び日本郵政株式会社の株式の売却を検討し、必要な措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、国が法律によりその保有を義務付けられている株式以外の株式については、株式市場の動向及び当該株式に係る会社の事情等を踏まえつつ、できる限り、その売却に努めるものとする。

（未利用又は利用の程度が低い国立大学法人の保有する資産の売却等の促進）

第二十五條 国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。第四十八条第一項において同じ。）の保有する未利用又は利用の程度が低い資産については、当該資産の売却等の促進について必要な措置を講ずるものとする。



## 行政改革の総合的かつ集中的な実行に関する法律案（第180回国会 衆法第7号）②

---

第三節 行政構造改革会議の調査審議及び提言に係る重点分野及び各重点分野における行政改革の基本方針

第四款 国有資産に関する分野

（国の保有する株式の売却の可能性に関する検討）

第三十七条 第二十四条に定めるもののほか、国の保有する株式については、その売却の可能性に関し、必要な検討をするものとする。

（公共用財産の売却等の可能性に関する検討）

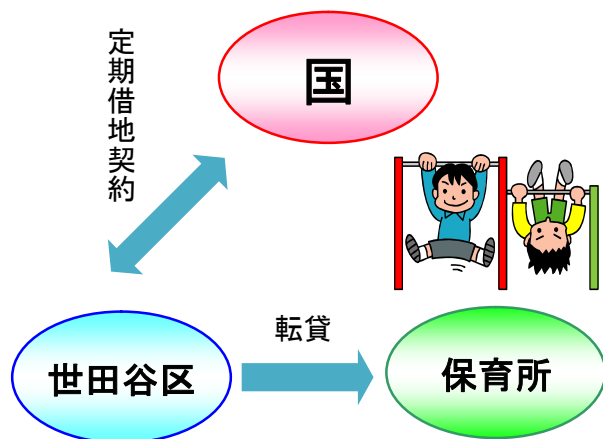
第三十八条 治水施設、道路その他の公共用財産（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第三条第二項第二号に規定する公共用財産をいう。）のうち、未利用又は利用の程度が低いものについては、その売却等の可能性に関し、必要な検討をするものとする。

# 社会福祉分野等での国有財産の有効活用

- 地域や社会のニーズに対応した国有財産の有効活用を推進する観点から、「新成長戦略における国有財産の有効活用について」（平成22年6月18日）においては、保育・介護・医療など人々の安心につながる分野で国有財産を積極的に活用することとしている。
- 具体的には、定期借地制度を利用した貸付スキームを導入し、
  - ①地方公共団体が定期借地契約により国から国有地を借り受け、社会福祉法人等に対して転貸を行う制度
  - ②国から社会福祉法人及び認定こども園を運営する学校法人に対して直接貸付を行う制度
 を整備し、順次、活用を図っている。

## <世田谷区の保育所>

公務員宿舎跡地2物件について、保育所用地として活用するもの。



## <広島市の障害者自立支援施設>

広島市内の国有地について、製パン・販売などを通じ就労支援を行う障害者自立支援施設用地として活用するもの。



## <社会福祉分野における国有地の活用>

(平成22年6月18日～平成24年6月15日)

	定期借地 (方針策定ベース)	売却 (契約ベース)
保育関係	11件	7件
高齢者関係	3件 (うち1件は障害者関係との複合施設)	7件
障害者関係	5件 (うち1件は高齢者関係との複合施設)	9件
医療関係	1件	5件

# 東日本大震災への対応① ～被災者支援のための未利用国有地等の活用～

## ● 提供実績:

(平成24年6月1日現在)

所在	件数	面積	用途	備考
青森県	1件	69,933 m <sup>2</sup>	災害廃棄物一時置場	防衛省所管
	1件	3,632 m <sup>2</sup>	工事用車両置場及び資材置場	財務省所管
山形県	1件	650 m <sup>2</sup>	被災者用臨時駐車場	財務省所管
岩手県	1件	1,011 m <sup>2</sup>	仮設中小企業事務所用地	財務省所管
	2件	9,271 m <sup>2</sup>	災害廃棄物一時置場	財務省所管
宮城県	2件	18,688 m <sup>2</sup>	仮設住宅用地	財務省所管
	1件	32,796 m <sup>2</sup>	仮設住宅用地及び仮設事務所用地	財務省所管
	1件	22,659 m <sup>2</sup>	被災車両置場及び廃材置場	財務省所管
	1件	7,535 m <sup>2</sup>	災害廃棄物一時置場(二次仮置場)	財務省所管
	9件	4,284,894 m <sup>2</sup>	災害廃棄物一時置場	農林水産省所管
	1件	168 m <sup>2</sup>	仮設鉄塔設置用地及び資材置場	厚生労働省所管
	2件	68,262 m <sup>2</sup>	被災車両置場	防衛省所管
	福島県	1件	30,950 m <sup>2</sup>	災害廃棄物一時置場
福島県	2件	7,722 m <sup>2</sup>	仮設住宅用地	財務省所管
	1件	378 m <sup>2</sup>	仮設事務所用地	財務省所管
千葉県	1件	368 m <sup>2</sup>	駐車場及び資材置場	国土交通省所管
石川県	1件	5,230 m <sup>2</sup>	救援物資の保管、仕分けなど	農林水産省所管
島根県	1件	1,371 m <sup>2</sup>	救援物資の保管	農林水産省所管
全国計	30件	4,565,519 m <sup>2</sup>		

## ● 主な取組み:

### 震災直後の緊急対応

- 震災直後(平成23年3月12日)から、東北財務局をはじめとする各財務局・財務事務所から被災各県・道及び政府対策本部に対し、緊急対応に利用可能な未利用国有地(各省庁所管分を含む)に関する情報を提供。
- 地方公共団体からの要請に応じ、応急仮設住宅建設用地、がれき置き場などとして未利用国有地等を無償貸付。仮設住宅用地として、福島県内の未利用国有地2件、宮城県内の未利用国有地1件、無償貸付中の公園敷地2件を提供。
- 中小企業の仮設店舗・事務所用地として、地方公共団体を通じて国有地の無償貸付が可能である旨を被災県等に情報提供((独)中小企業基盤整備機構がプレハブを建設する制度を活用)。

## 東日本大震災への対応② ～被災者の二次避難における国の宿舍等の活用～

### ● 受入可能戸数と提供実績:

(平成24年6月4日現在)

国家公務員宿舍	雇用促進住宅・UR等	公営住宅等	合計
8,540戸 [うち提供済:1,710戸]	31,166戸 [うち提供済:8,720戸]	24,751戸 [うち提供済:8,838戸]	64,457戸 [うち提供済:19,268戸]
(被災3県)	(被災3県)	(被災3県)	(被災3県)
409戸 [うち提供済: 283戸]	4,230戸 [うち提供済:3,626戸]	2,137戸 [うち提供済: 1,624戸]	6,776戸 [うち提供済:5,533戸]

※新築宿舍に入居予定の公務員の入居取消や廃止宿舍の修繕により空室を確保し、都道府県等に情報提供。

(注)1 「国家公務員宿舍」の数は合同宿舍と省庁別宿舍の合計数。

(注)2 被災3県は岩手県・宮城県・福島県。

### ● 国家公務員宿舍への入居の主な事例:

#### 【福島県】

- 警戒区域(南相馬市、浪江町、富岡町等)から東京都江東区の国家公務員合同宿舍(東雲住宅※)への避難(平成23年4月18日～)

東雲住宅の提供戸数787戸のうち、被災各県より624戸に入居(平成24年6月1日現在)。

(※)老朽化した世帯用宿舍への独身者の入居を解消するためのワンルームタイプへの転居を取り止める、また、民間賃貸住宅等から転居する予定の職員について、引き続き民間賃貸住宅への居住を継続させるなどの措置により、被災者の方々への提供可能戸数を確保。

- 計画的避難区域(飯舘村)から福島市内の国家公務員合同宿舍(吉倉住宅(新築)・渡利住宅)への避難(平成23年5月15日～)

福島県に対して109戸を無償提供済(平成24年6月1日現在)。

#### 【宮城県】

- 仙台市内の国家公務員合同宿舍の活用

すぐに利用可能な70戸のほか、廃止済の宿舍についても180戸修繕のうえ活用。

- 国家公務員宿舍への二次避難に当たっては、できる限りコミュニティ単位での移転・入居が行われるよう配慮している。
- 国家公務員宿舍への入居に当たり、災害救助法に基づきガスコンロなどの生活必需品を提供するよう受入県に要請したほか、日本赤十字社に対しては生活家電セットについても提供するよう関係省庁を通じ要請した。